

令和8年度名古屋市予算等に対する要望書

日ごろは、本会事業の推進及び社会福祉施設等への支援に格別のご配慮をいただき
おり、感謝申し上げます。

さて、社会保障を担う福祉現場の人材不足は、超少子高齢化や社会構造の変化に伴い
深刻化を増す中、処遇においては民間企業では物価高騰等を踏まえた賃上げが図られ、
福祉分野との賃金格差が拡大し、人材の確保が更に困難となっています。

一方で、福祉ニーズや生活課題は、既存の社会福祉制度では困難な課題を抱える方が
増加する中で、一層複雑・深刻化しており、それに対応していくためには、高齢・障害・
保育・児童分野における人員確保に加え、その資質向上が求められます。

さらに能登半島地震をはじめ、大規模災害が相次ぐ中であって、発災時における迅速
な災害福祉支援活動の展開とともに、平時からの体制整備を図ることが急務となってい
ます。

私ども、名古屋市内の社会福祉施設経営者及び施設職員は、日々、利用者本位の福祉
サービスの提供を目指し業務を遂行しておりますが、多くの施設ではケアニーズの高い
利用者に対応できる専門職員の不足はもとより、必要な人員の確保にさえ困難をきたし
ております。福祉サービスの質の低下を防ぐとともに、地域社会の要請に応えていくこ
とや「働き方改革」に沿った職場づくりのためには、抜本的な職員配置基準の改善や財
源確保、福祉人材の確保・育成・定着の対策強化を早急に講じていただく必要がありま
す。

名古屋市におかれましては、多岐に亘る社会福祉制度への対応にご尽力いただいてお
りますが、とりわけ諸物価高騰においては、施設運営に多大な影響を及ぼしており、施
設運営と利用者支援にご理解のうえ、早急なご支援をいただくようお願いいたします。

つきましては、令和8年度の事業及び予算編成に当たりまして、次の各事項について
のご支援を強く要望いたします。

なお、要望事項について、書面にてご回答くださいますようお願いいたします。

令和8年度 名古屋市予算等に対する要望書

【共通事項】

- 1 社会福祉制度充実のための財源の確保について
- 2 諸物価・建設費等の高騰に対する財政支援の実施について
- 3 福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善と施策の拡充について
- 4 大規模災害（地震・風水害）に対する体制等の整備について
- 5 社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応への支援について
- 6 福祉サービス第三者評価事業の受審促進について
- 7 社会福祉法人の法人税非課税の堅持について

【障害関係】

- 1 障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について
- 2 工賃向上対策について
- 3 食事提供体制加算の恒久化について
- 4 障害者支援施設からの地域移行に関する更なる推進について
- 5 児童発達支援センターの機能強化に向けた体制整備について
- 6 障害児入所施設に入所している児童の集団保障について
- 7 障害児入所施設の施設運営について
- 8 障害者入所施設における個室化整備等の優先補助について
- 9 生活介護の報酬について

【保育関係】

- 1 配置基準のさらなる見直しについて
- 2 誰でも通園制度について
- 3 幼保小の架け橋プログラムについて
- 4 施設等整備について
- 5 保育人材の確保施策の推進
- 6 保育の質の向上・保育者のワークライフバランス確保のために

【児童関係】

- 1 各専門職の業務加算と弾力的運用について
- 2 職員配置と連携強化の改善について
- 3 母子生活支援施設の活用促進について
- 4 母子生活支援施設の要保護児童対策(地域)協議会への参画について
- 5 母子生活支援施設及び女性自立支援施設利用者による福祉サービスの利用について

【高齢関係】

- 1 諸物価高騰に対する介護サービス事業者への支援について
- 2 大規模修繕について
- 3 養護老人ホーム、軽費老人ホームへの支援について
- 4 介護職員等の更なる処遇改善について

令和8年度名古屋市予算等に対する要望書

【共通事項】

1 社会福祉制度充実のための財源の確保について

少子・高齢化の状況がより一層深刻化するなか、社会福祉制度の充実を求める市民のニーズは、益々大きくなっています。反面、社会福祉施設を取りまく環境は、諸物価の高騰、職員確保の困難さなど、大変厳しいものがあります。福祉制度を維持・充実するためには、必要な財源を安定的に確保いただくことが不可欠です。

つきましては、安定した福祉サービスの提供と社会福祉施設運営の維持・向上のため、次のとおり要望します。

- (1) 福祉サービスの各報酬や施設運営費、措置費等をこれまで同様堅持されたい。
- (2) 市民の福祉に対する期待・ニーズに応えるよう、国により新しく予算化された支援や事業が円滑に実施できるよう、名古屋市においても予算確保することはもとより、市としての施策も積極的に検討・予算化されたい。

2 諸物価・建設費等の高騰に対する財政支援の実施について

昨今の給食費・食材費、ガス代・電気代、ガソリン代・軽油代などあらゆる項目での物価高騰（値上げ）は、社会福祉施設の運営に多大な影響を及ぼしています。福祉施設・事業所の収入は公定価格で定められており、安易な支出削減はサービスの量や質の低下に直結し、また法人の判断で利用料の値上げ（価格への転嫁）もすることができず、各施設からは、「打つ手なし、運営継続が困難」という悲鳴も聞こえてきています。このような不安定な経営状況では、サービスの継続が困難になることに加え、地域における公益的な取り組みや災害時の支援など社会福祉法人に求められる役割を果たすことも困難な状況であり、経営状況の悪化は、人材確保にも大きな影響を与えています。国においては、昨年度末の補正予算で、交付金による一定の対応がされましたが、単年度のみ対応であるため、社会福祉事業を担う法人としては、安心して経営ができません。

ついては、国の対応に任せるのではなく、社会福祉法人が安心してサービスの提供が継続して実施できるよう、また県民が安心して福祉事業に期待を持ち続けることができるよう、名古屋市としての対応をお願いしたい。

あわせて、建築費の高騰により社会福祉施設の建替えや大規模修繕に要する費用が大きな経営課題ともなっています。必要な整備を支障なく実施できるよう市における補助等についてもお願いしたい。

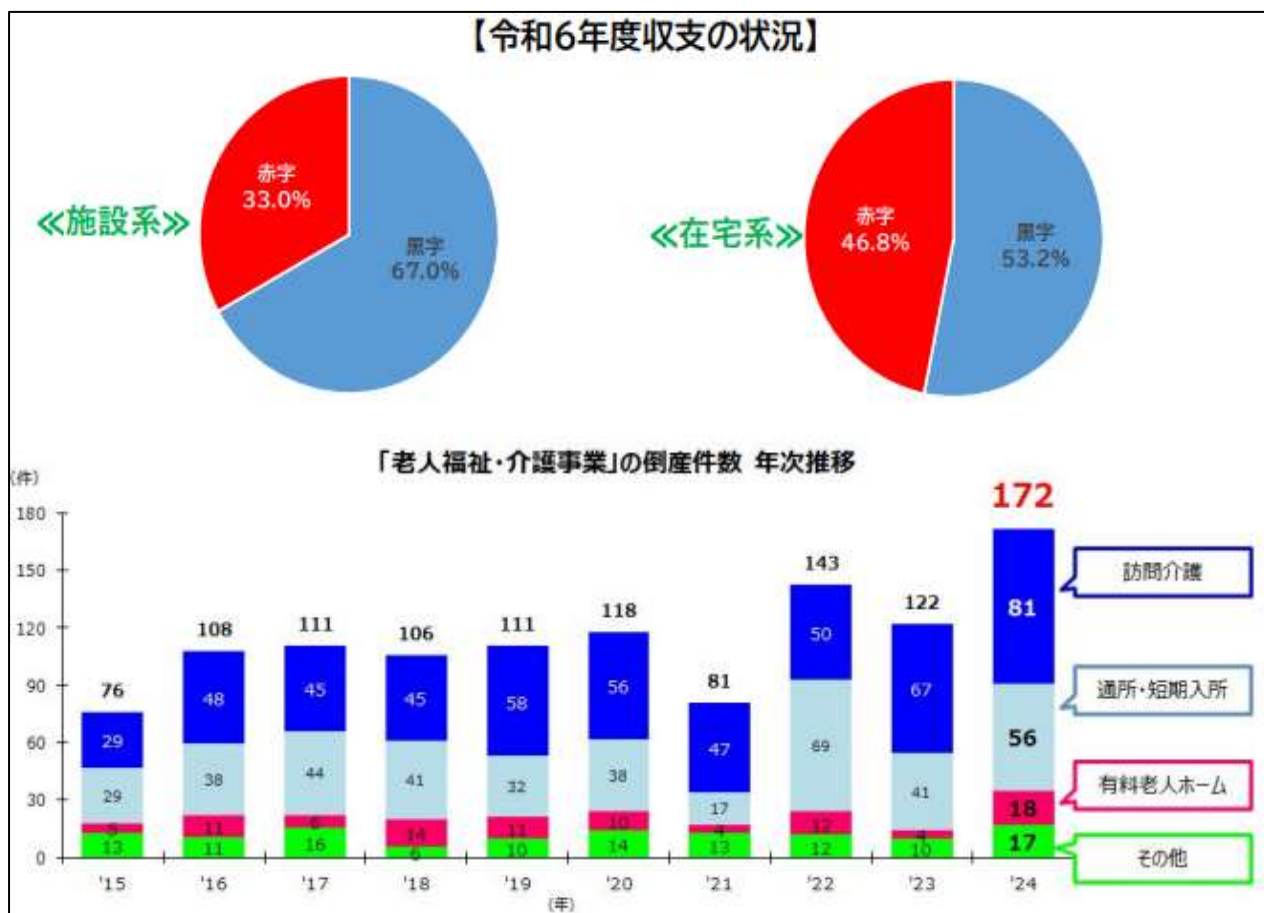
つきましては、諸物価高騰（値上げ）に対して、次のとおり要望します。

- (1) 令和5年度に対応いただいた補助制度同様、給食費・食材費、ガス代・電気代、ガソリン代・軽油代等の高騰（値上げ）に対して、社会福祉施設へ必要な補助をされたい。
- (2) 報酬単価・委託費などの見直しについて、国に対して要望するとともに、併せて、名古屋市としての対応も検討されたい。

(3) 施設種別を問わず社会福祉法人・福祉施設等の整備（老朽改築含む）に対して建設費の高騰により建替や大規模修繕等に支障をきたさないように費用高騰への財政支援を強化されたい。

【参考 1】「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

・調査には、1,857 件（11,203 事業所分）の回答が寄せられ、令和 6 年度収支の赤字割合は、施設系で 33.0%、在宅計で 46.8%と非常に厳しい財政状況にあることが明らかになった。

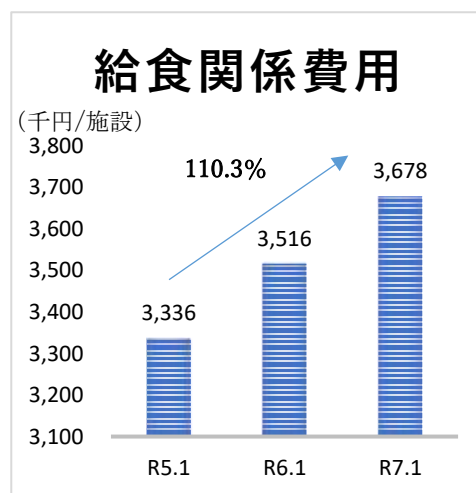
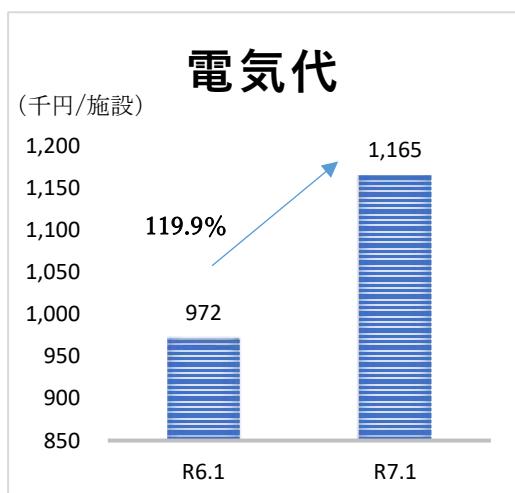


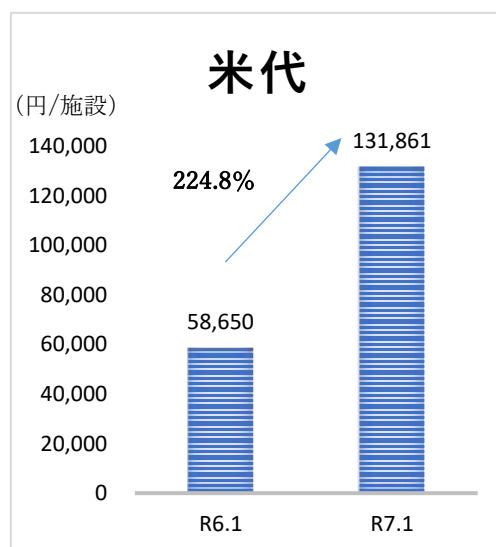
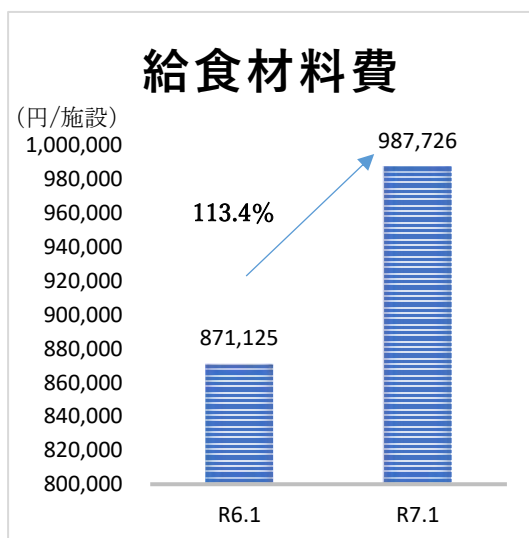
(出典)「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

※本調査は、全国老人保健施設興協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性気医療協会、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法事経営者協議会、日本福祉用具供給協会の 10 団体が共同で行った調査。

【参考 2】「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

・物価高騰に関しては、令和 7 年 1 月と令和 6 年 1 月の費用を比較し、電気代は 119.9%、給食関係費は 110.3%、給食材料費は 115.4%、うち米代については、224.8%となっている。物価が“高止まり”ではなく、さらに高騰していることがデータで示された。



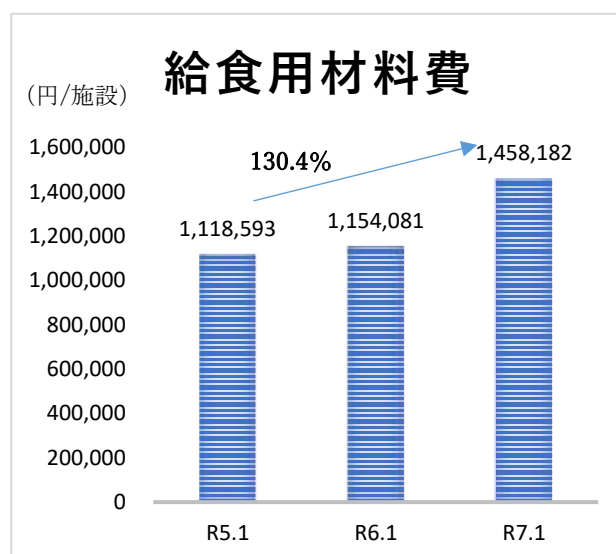
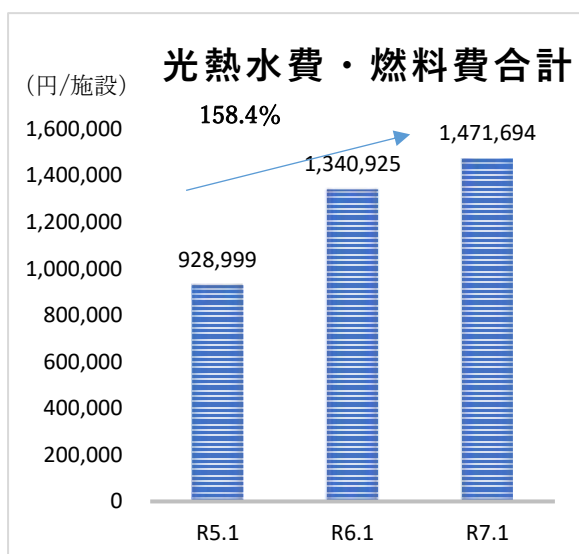


(出典)「介護現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

※本調査は、全国老人保健施設興協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、日本慢性気医療協会、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法事経営者協議会、日本福祉用具供給協会の10団体が共同で行った調査で、1,857件の回答を集計

【参考3】「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

・前々年度と費用を比較し、光熱水費・燃料費は158.4%（月額約54万円増）で年々増加し、電気代は2倍（月額約37万円増）。ガス・燃料代も年々上昇。給食用材料費は、130.4%（月額約33万円増）で年々増加。



(出典)「障害福祉現場における賃上げ・物価高騰・離職等の状況調査」結果

※本調査は、日本知的障害者福祉協会、全国社会就労センター協議会、全国身体障害者施設協議会、全国社会福祉法人経営者協議会の4団体が共同で行った調査で、1,453事業所の回答を集計

3 福祉人材の確保・定着に向けた処遇改善と施策の拡充について

福祉の現場での職員確保の現状は極めて厳しく、介護職員・保育士などいずれの職種も、年間を通して職員募集を行っている現状であります。また、職員がなかなか定着しないことも課題であり、人材の確保・育成・定着は喫緊の課題であります

【職員の処遇改善について】

福祉事業従事者の処遇の低さがかねてより指摘されています。令和6年の施設職員と全産業平均との賃金格差が依然として顕在、むしろ拡大している状況です。

全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善を図らなければ、処遇改善の最終的な目標である必要な人材確保は達成できません。

私どもでは、全国経営者協議会として、「3年に一度の報酬改定の毎年実施」「全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善」「全産業の賃上げ、物価指数に連動する仕組みの導入」「法人裁量のさらなる拡大」の4項目について、「地域の福祉を守り抜くための福祉従事者の賃上げにかかる緊急要望」を国に対して行ってきたところです。

また、同一法人が多数事業を実施している場合や人員配置基準に加算して職員を配置している場合、多職種を雇用している場合などにおいては事業種別間および職種間の賃金バランスや柔軟な人材活用が阻害されるなどの経営課題が生じています。すべての職員を対象とした処遇改善について市として、独自の対応の検討をお願いしたい。

つきましては、処遇改善の実現のため、次のとおり要望します。

- (1) 早急な実現をするよう、「3年に一度の報酬改訂の毎年実施」をふくめて国に要望するとともに、名古屋市においても独自の処遇改善策を検討対応されたい。その際、すべての施設職員を対象として検討されたい。
- (2) 市が実施している処遇改善支援補助金制度、例えば、養護老人ホームの支援員を対象としている制度の継続・さらなる拡充をされたい。

【名古屋市民間社会福祉施設運営費補給金制度の堅持・拡充について】

福祉現場の人材確保や職員の定着などの課題に対応するため、民間社会福祉施設運営費補給金制度は重要な施策・制度です。

制度の運用にあたって、例えば、養護老人ホームのように公立施設がすべて指定管理となっている民間措置施設は、現時点でも「要綱」に支給対象施設として明記されているにも関わらず、公民格差の是正を図る必要性がなくなったと理由で、実質、市独自の人件費加算制度の対象施設から除外されているという実態がありますが、保育所等にとっては非常に有効な制度となっております。

つきましては、福祉施策の推進をする制度として、次のとおり要望します。

- (1) 名古屋市民間社会福祉施設運営費補給金制度を引き続き堅持するとともに、支給対象となっていない措置施設に対しても、職員の処遇改善の趣旨から、今一度、検討されたい。

【働き方改革実現および福祉への理解について】

福祉現場の人材確保や職員の定着を促進するため、「働き方改革」への取り組み・業務の効率化にも積極的に取り組むことが必要ですが、それぞれの職場の職員配置は、極めて厳しい状況でもあります。

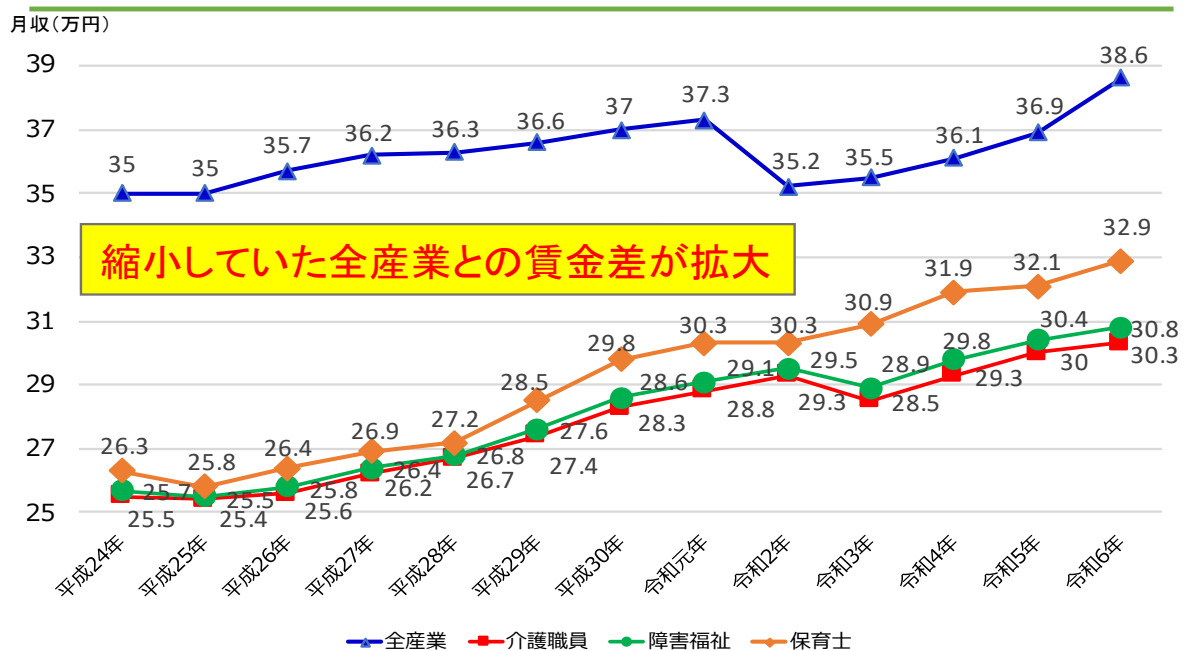
また、福祉人材確保には、若年層に福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、福祉の仕事に対するポジティブな理解や評価の形成が必要です。

つきましては、次のとおり要望します。

- (1) 福祉人材の量的・質的拡充、人員配置基準について市独自の抜本的改善を図りたい。
- (2) ICT 機器や介護ロボット導入にかかる補助金を十分に確保されたい。
- (3) 関係機関・組織・報道機関と連携し、福祉現場のイメージアップを図られたい。

【参考】処遇改善 職種別の賃金格差

介護職員：月額8.3万円 障害福祉：月額7.8万円
保育士：月額5.7万円の賃金差



出典：介護職員の賃金 第41回介護給付費分科会－介護事業経営調査委員会令和7年3月18日開催）資料
障害福祉関係分野の職員の賃金 第46回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和年3月27日開催）資料
保育士の賃金 経済・財政一体改革推進委員会 第54回 社会保障ワーキング・グループ（令和年4月28日）資料

4 大規模災害（地震・風水害）に対する体制等の整備について

近年、気候変動による大規模災害が多発しており、また特にこの地域は、「南海トラフ大地震」の発生も危惧されています。令和6年1月には能登半島地震が発生し、名古屋市においても大規模災害に対する体制整備が急務となっています。

大規模災害発生時には、社会福祉法人・社会福祉施設には、二つの側面での果たす役割があります。

一つ目は、社会福祉法人・社会福祉施設が災害の被害にあった場合です。

社会福祉法人・社会福祉施設においては、日常生活上の支援が必要な者が多数生活しており、発災時に利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼす恐れがあります。

こうした事態が生じた場合でも最低限のサービス維持ができるよう、緊急時の人員の招集・確保の方法や飲料水、食料、マスク等の衛生用品の備蓄、非常用自家発電装置の設置などを定めるBCP計画の策定をすすめてきたところです。

今後は、各社会福祉法人・社会福祉施設が、この計画を実行性のあるものとしていくことが求められています。名古屋市におかれましては、非常用自家発電装置の設置に対する財政的支援をはじめ、各社会福祉法人・社会福祉施設への必要な支援をお願いしたい。

二つ目は、社会福祉法人・社会福祉施設が被害にはあってはいないが、大規模な被害が周辺に発生した場合です。

社会福祉法人・社会福祉施設には、地域共生社会の実現に向け、平時から、地域社会とのコミュニティづくりに取り組むことが求められています。それぞれの社会福祉法人・社会福祉施設が、地域との災害時支援体制の構築に向けた取り組みができるよう、名古屋市による支援をお願いしたい。

つきましては、大規模災害に備えるため、次のとおり要望します。

- (1) 平時から、医療・保健・防災分野との日常的な情報共有及び連携体制（合同での実地訓練等）の構築を図られたい。また、それぞれの法人・施設が、地域との災害時支援体制の構築に向けた取り組みができるよう、市による支援をお願いしたい。
- (2) BCP 遂行のため非常用自家発電装置等の設置に対する財政的援助を講じられたい。
- (3) 福祉避難所になる社会福祉施設に対して、感染症対策を踏まえた災害備蓄品や実地訓練等の予算措置を講じられたい。

5 社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対応への支援について

新型コロナの対応は、感染法上の位置づけが、5類になったとはいえ、社会福祉施設では、利用者の多くが集団生活をしており、一人発症すれば、クラスター化する事態が続いています。まだまだ、社会福祉施設では、新型コロナは終わっていません。

そのため、感染確認検査は不可欠であり、かつての濃厚接触者に類する者への検査確認や、入所者・利用者一斉検査時など、保険対応や保健健康センターでの対応とならないケースについては、検査キット（施設において入手可能な抗原定性検査キット）の活用は非常に有益です。

つきましては、施設サービスの継続と利用者保護のため、継続的な支援が必要とされるめ次のとおり要望します。

- (1) 検査キットの購入に係る経費、感染予防にかかる必要品の購入に係る経費について、支援を継続されたい。**
- (2) 利用者の減少・施設の減収を補う措置を検討されたい。**
- (3) 重症化と集団感染を防ぐためにも、保育所をはじめ児童福祉施設等を含むすべての福祉施設・事業所における利用者及び職員に対し、ワクチン接種がしやすいよう経費補助するとともに、治療薬についての費用負担についても配慮されたい。**

6 福祉サービス第三者評価事業の受審促進について

利用者の選択に資するよう、施設は適切に施設・サービス情報を提供するとともに、施設自身も運営の問題点を把握してサービスの質の向上につなげる有用な制度です。

名古屋市を含む愛知県では、近年の受審施設数は100件程度(R3:101件、R4:133件、R5:146件、R6:131件)と対象施設数2千件余に比べ少ない状況です。

つきましては、福祉サービス第三者評価事業の受審促進について、次のとおり要望します。

- (1) 受審を促進するため、名古屋市としての受審事業所の目標を含めた方針を提示されたい。**
- (2) 社会的養護関係施設以外の施設についても受審の促進が図られるよう受審料の財源措置について、国に要望されたい。**

7 社会福祉法人の法人税非課税の堅持について

社会福祉法人は、非営利性と公益性が求められており、社会福祉法では、社会福祉法人は地域における公益的な取組を行うことが責務とされております。

そのため、社会福祉法人制度の基幹の仕組みである法人税非課税、収益事業からの所得に対する軽減税率及びみなし寄付金制度の適用が不可欠です。

つきましては、社会福祉法人の税法上の取り扱いについて、次のとおり要望します。

- (1) 社会福祉法人の法人税非課税等の堅持を国に強く要望されたい。**

【障害関係】

1 障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について

工賃の算定方式の改定により工賃が上がっていますが、昨今の物価高騰により光熱水費等の経費がかさみ、多くの事業所利用者の賃金、工賃が下がることとなります。

就労支援施設等では生産活動に伴う光熱費、原料及び製品の運搬に使用する車両等についても、同様に物価高騰の影響を受けております。

つきましては、障害者就労支援施設に係る障害者優先調達の推進及び共同窓口の機能強化について、次のとおり要望します。

- (1) 各部局に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）の趣旨を十分に理解して頂き、障害者の「働く・くらす」を支えるべく官公需による物品・役務等の優先発注を一層推進されたい。

【参考1】

政令指定都市別における障害者就労施設等からの物品等の調達実績(R3～R5)

【上位・下位5県】

【契約金額】

順位	R3		R4		R5	
	都道府県	契約額 (千円)	都道府県	契約額 (千円)	都道府県	契約額 (千円)
1	神戸市	618,569	神戸市	634,338	神戸市	640,452
2	名古屋市	482,810	名古屋市	516,680	名古屋市	589,878
3	横浜市	411,996	横浜市	431,096	横浜市	464,821
4	札幌市	336,455	京都市	382,812	京都市	391,327
5	京都市	334,481	札幌市	357,245	札幌市	335,808

・
・
・

16	堺市	60,820	堺市	61,539	堺市	63,141
17	川崎市	55,825	川崎市	57,239	川崎市	59,230
18	静岡市	20,357	静岡市	20,443	静岡市	37,050
19	相模原市	6,025	千葉市	7,809	相模原市	11,870
20	千葉市	4,925	相模原市	3,828	千葉市	5,953

(参考)

全国平均【R3】	191,780	全国平均【R4】	200,950	全国平均【R5】	213,465
----------	---------	----------	---------	----------	---------

【件数】

順位	R3		R4		R5	
	都道府県	件数	都道府県	件数	都道府県	件数
1	新潟市	1,630	新潟市	1,546	横浜市	1,598
2	横浜市	1,341	横浜市	1,510	新潟市	1,451
3	名古屋市	1,311	札幌市	1,440	福岡市	1,350
4	札幌市	1,274	名古屋市	1,066	名古屋市	1,075
5	北九州市	865	福岡市	1,013	札幌市	1,020

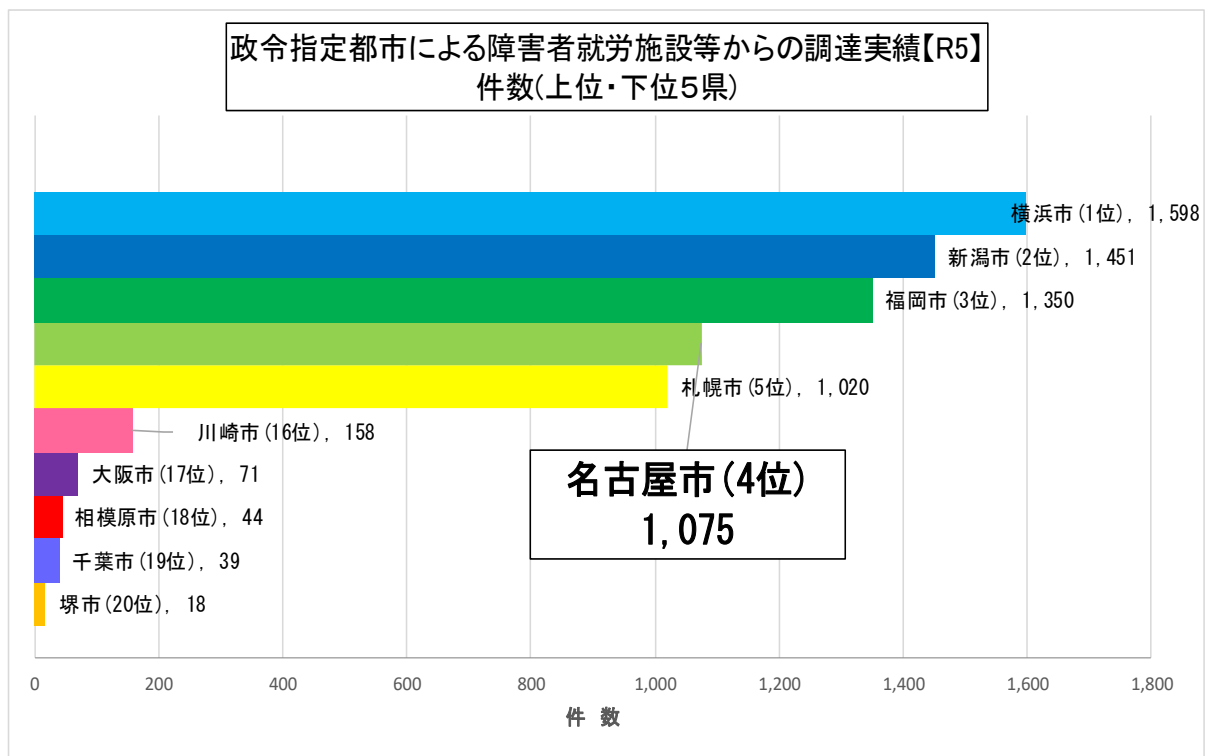
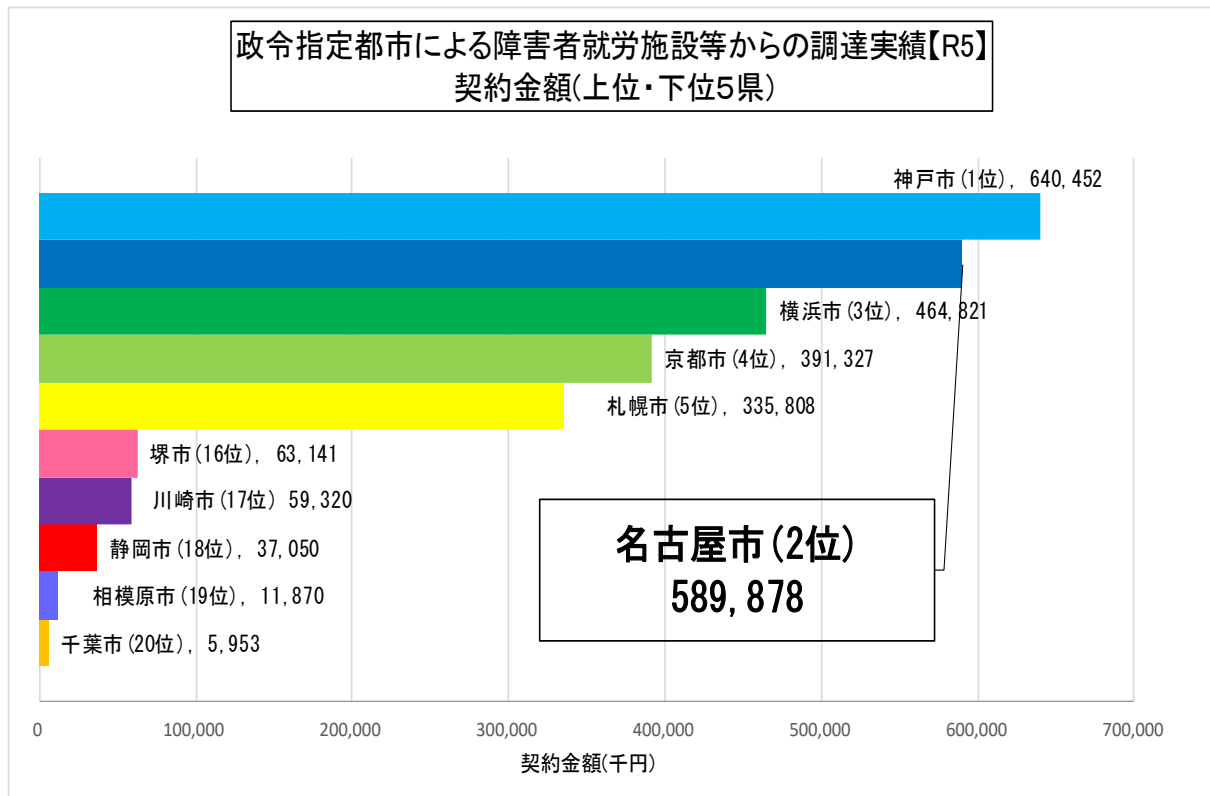
・
・
・

16	川崎市	122	川崎市	144	川崎市	158
17	大阪市	72	大阪市	71	大阪市	71
18	相模原市	41	相模原市	39	相模原市	44
19	千葉市	30	千葉市	20	千葉市	39
20	堺市	9	堺市	11	堺市	18

(参考)

全国平均【R3】	512	全国平均【R4】	554	全国平均【R5】	568
----------	-----	----------	-----	----------	-----

【参考 2】



2 工賃向上対策について

障害者施設の利用者が一日しっかりと働き、働きに応じた工賃を得て、充実した生活を送るためには、作業量や工賃の確保が必要であるが、事業所が独自に新たな作業を開拓するには困難な経済的状況が続いている。

つきましては、工賃向上対策について次のとおり要望します。

- (1) 行政が新規作業の紹介・あっせんや工賃補助等の支援策を強力に推し進めていかれたい。

3 食事提供体制加算の恒久化について

利用者の困窮や家庭状況等により、施設での食事が重要な栄養摂取の機会となっています。食事提供体制加算が廃止された場合には、昨今の物価高騰の影響もあり、提供体制が損なわれる可能性があります。結果として生活面での各種課題の発生を誘引しかねません。

つきましては、食事提供体制加算の恒久化について次のとおり要望します。

- (1) 食事提供加算は、経過措置の延長ではなく同加算の恒久化を図るよう、国に対して働きかけられたい。

4 障害者支援施設からの地域移行に関する更なる推進について

厚生労働省にて令和7年度から始まる「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」は、今後の障害福祉計画策定における数値目標や令和4年の障害者権利条約に基づく対日審査での勧告に対する方向性を決める重要な検討会であるにとらえています。

実践現場においては、入所者の地域移行等意向確認の義務化、マニュアルの作成が進められています。利用者の意思形成に向けた支援は、施設での生活だけではなく、地域活動を通して地域住民との関係性を直接広げることが重要です。そして、その人らしく暮らすための様々な体験を支援することが重要であることから、次のとおり要望します。

- (1) 入所利用者の中には「家族と暮らしたい」、「アパートで一人暮らしをしてみたい」という思いを持っている方がいます。しかし、施設での生活が長く、地域生活での経験が極端に少ないことから、体験や見学を通じて意思形成を図る必要があります。つきましては、地域移行の観点から生活介護を実施していない日に、行動援護サービスや名古屋市における移動支援事業（ガイドヘルプサービス）など個別外出できるようにされたい。
- (2) 障害者支援施設の名古屋市における役割や機能について方向性を示し、市内の入所施設における専門性を生かした支援やバックアップ体制の構築を名古屋市として事業化できないか検討されたい。

- (3) 地域移行しても安心して障害者や家族が名古屋で暮らすことができるための専門性の高い地域生活拠点の充実化を図られたい。

5 児童発達支援センターの機能強化に向けた体制整備について

名古屋市におかれましては、国の示す児童発達支援センターの機能強化を先取りする形で、地域療育センターに順次、地域支援調整部門を拡充していく方向を示しています。しかしながら、すべての児童発達支援センターが地域療育センター化するまでは、かなりの時間を要すると推察されます。そのことは、地域療育センター化されるまでの間、地域支援調整部門が設置された療育センターがあるエリアとそうでないエリアにおいて地域格差が生ずることになります。予算規模の大きな地域支援調整部門ではないにしても、地域格差を是正するための措置を講じてください。

つきましては、以下について要望いたします。

- (1) 既存の児童発達支援センターが地域療育センター化されるまでの間、ケースワーカー、臨床心理士、保育所等訪問支援員を児童発達支援センターに配置してください。
- (2) 名古屋市の西部地域療育センターと中央療育センターにおいても、2026 年度より地域支援調整部門の事業ができるよう体制整備をすすめてください。

6 障害児入所施設に入所している児童の集団保障について

障害児入所施設に入所している就学前の幼児は保育要件には欠けないものの、同年齢の子どもと同様の集団経験が保障されにくい状況にあります。名古屋市の入所施設に年度途中で措置された就学前の児童（入所前までは児童発達支援センターを利用）について、保護者から日中は児童発達支援センターに通わせてほしいという要望が出されましたが、制度上の問題もあり対応できなかった事例が 2024 年度に実際に起こっています。児童の状況に応じた日中の集団活動の保障は、子どもの権利として認められるべきです。

つきましては以下のように要望いたします。

- (1) 就学前の入所児童が児童の状況に応じて同年齢の子ども同士と生活し、同年齢の子どもと同等の経験が保障されるよう、名古屋市として独自の仕組みを創設されたい。

7 障害児入所施設の施設運営について

障害児入所施設では 3 月に退所が多く、4 月 1 日現在では現員数が減っているため、措置費収入が減ることとなります。同じ子どもを対象とする児童養護施設は定員数に応じた支弁となっています。

また、障害児入所施設に入所している児童は、疾病等による医療機関への受診及び入院の対応が必要となる場合、病院までの交通費や入院時の付き添いに係る費用（家政婦等の手配）は施設負担となります。

これらの状況は、施設経営のための財源の安定した確保を欠く要因となっています。

つきましては以下のように要望いたします。

- (1) 入所施設の措置費を現員ではなく定員に応じて支弁されるように改善頂きたい。**
- (2) 入所児童の入通院の費用に対する補助金を創設されたい。**

8 障害者入所施設における個室化整備等の優先補助について

障害者入所施設では、昭和 57 年以降に建設された施設が耐震補助や老朽化整備補助の対象外となり、多床室での生活が続いている状況が課題となっています。個室化の整備はプライバシー確保、感染症対策、自己肯定感の向上などの効果が期待されており、早急に取り組むべき重要な課題であり、施設利用者の生活の質向上に寄与するものと考えます。本会行った個室化整備に関するアンケート結果でも全国調査を下回る現状が明らかになっています。

つきましては、障害者入所施設における個室化整備等の優先補助について次のとおり要望します。

- (1) 多床室施設への個室化整備の優先補助や大規模修繕時の仮住まいを確保されたい。**
- (2) 建て替えに伴う補助の増額を国に要望されたい。**

9 生活介護の報酬について

現在、利用者の送迎については送迎加算が設けられているものの、利用者の中には、強度行動障害のある方、障害の重度化した方、医療的ケアの必要な方などがいます。

これらの方には、精神状態の確認から配慮（飛び出し防止等）、身体的負担への介助（移動困難の補助等）、衛生的なケア（口を拭く等）など障害の特性に応じた支援が必要となっており、送迎時から専門的な対応が必要となっています。

しかしながら、こうした支援については、事業所が提供しているサービスとして評価されていない状況があります。

つきましては、生活介護の報酬について次のとおり要望します。

- (1) 個別支援計画に基づき、送迎時に職員が利用者宅で状態確認等を行う時間についてもサービス提供時間として報酬に反映されるよう認めていただき、本体報酬に算定されるよう国への働きかけを要望されたい。**

【保育関係】

1 配置基準のさらなる見直しについて

- (1) 4歳以上児については加算措置にて2.5対1の基準となるよう措置されているが、加算条件からもらえない施設もあります。認定こども園ではチーム保育加算が実施されていると4歳児配置改善加算がもらえないなど、本来の趣旨と異なる加算で事実上対応されています。また、配慮が必要なこどもが増えてきている中で、保育現場からは更なる増員を求める声があります。こうした声に対し、保育者の配置基準が改善されなければ、仕事に対する燃えつきや処遇への不満から離職が増えます。また、現在の配置基準では、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示される最低限の保育水準でさえ実施することが困難です。こうしたことから、配置基準（最低基準）そのものの見直しをおこない加算措置ではなく全ての施設で質の向上が図れるようにしてください。
- (2) 1歳児の配置についても今年度から改善が実施されます。しかし、国の制度では平均経験年数の高い保育施設が加算措置されるようになっています。しかし、経験年数が低い保育施設ほど十分な保育者の配置が必要ではないでしょうか。国に対する制度の見直しと配置基準（最低基準）そのものの見直しについて要望していただくよう求めます。
- (3) 月齢に対する子どもの発達の様子が以前と変化してきています。昔と比べて月齢・年齢が高くなっても大人の手をかける必要性が高い実態があります。（年少児でもおむつをつけている子どもが多いなど）また、子どもの発達、家庭状況、外国籍の親子など様々なニーズへの対応が求められています。こうした一人ひとりの子どもの様々なニーズに応えられる質の高い保育を実施するためには、配置基準の向上が不可欠です。よって、全ての年齢において、より一層の配置基準の見直しをしていただきますよう要望します。

2 誰でも通園制度について

誰でも通園制度については、人材と財源の確保の困難さが各地域から改善の要望として挙がっています。また、具体的な制度設計について示されていないことから行政においても保育現場においても来年度の実施に向けて不安を感じています。速やかな情報提供と十分な人材・財源確保が整えられるような制度となるよう要望します。

3 幼保小の架け橋プログラムについて

市内各学区においてそれぞれ取り組みが進められつつあります。しかし、全体的な傾向として保育施設側の意欲が高いように思います。例えば、小学校教諭に保育現場

を見に来て、子どもの姿を共有しカリキュラムについて話し合いたいと思っても、実現していません。こどもの育ちや学びにとって大切なプログラム出すので、小学校側にも十分な意義や必要性が感じられるよう行政としての体勢を整えていただくようお願いします。

4 施設等整備について

保育施設の施設老朽化が顕著なところも増えてきています。公私立ともに、こどもの安全のための施設・設備の整備がしっかりとできるように補助事業要項、特に補助対象経費の範囲や建築単価の見直しをお願いします。

5 保育人材の確保施策の推進

子どもたちのニーズの多様化や地域の子育てに関する様々な機能が保育施設に期待される中、より高い専門性を持った保育職が求められるはずですが、しかし、愛知県内の保育士養成校や養成課程で閉鎖するところが増えてきています。加えて、保育職に対する印象は決して好転しているとは言えません。こうした状況に対して、様々な機会では保育職に対するポジティブキャンペーンを行っていただいておりますが、なお一層の取り組みが必要です。

そこで、保育人材の確保のために、次の点について要望します。

(1) 各世代を通じた給与水準の向上を求めます。

新卒者の給与水準が他業種と比べて魅力が劣らないものとならなければ、より良い人材の確保はできません。また、経験を増すごとに給与水準が上がっていかねば、離職を防止することはできません。そこで、世代を超えて、給与水準の向上をさせ、待遇面での魅力の確保を求めます。

特に、施設型給付における人件費単価のみではなく、地方自治体における補助事業についても算定される人件費の水準を上げていただくことを求めます。

(2) 様々な機会におけるポジティブキャンペーンを展開してください。

(3) 中学校・高等学校において、保育職の魅力を伝える機会を創設してください。 そのため学校関係者と話し合う機会を設けてください。

6 保育の質の向上・保育者のワークライフバランス確保のために

保育者がさらに保育の質の向上にまい進できるよう、またワークライフバランスの一層の確保のために、次の点を要望します。

(1) 各保育施設に事務員・用務員を正規職員で1名配置してください。

(2) 保育補助者（清掃・配膳・交通安全対応等）の配置をさらなる充実させてください

(3) 心理カウンセラー（対象：子ども・保育者・保護者）の配置

保護者の育児不安への対応や保育者の離職防止、子どもの発達支援の観点から、実施中の補助事業の維持拡大をお願いします。

(4) 早朝・延長保育など特別保育を実施するための保育者の確保が難しくなっています。持続的に維持するための保育者確保を目的としたと処遇改善を補助単価の見直し等により実施してください。

【児童関係】

1 各専門職の業務加算と弾力的運用について

施設の地域分散化・小規模化により、事務職や調理職をはじめとする職員の業務が多岐にわたるようになっていきます。事務職員の研修は実施いただいておりますが、働き方改革や多職種との業務分担に対応するためにも、一人の職員では限界があります。

つきましては、以下の通り、名古屋市における民間運営費補助金の弾力的な運用を要望いたします。

- (1) 事務員に関して、小規模施設分の非常勤人件費（基準配置 2.5 の内数）を本体予算内でサービス区分を越えて繰り越し、非常勤職員の雇用を可能とする運用をお願いしたい。
- (2) 調理員に関して、法人の給与規定に業務加算を明記し、加算支給が可能となる運用をお願いしたい。

2 職員配置と連携強化の改善について

児童養護施設に入所する児童のうち、被虐待経験を有する割合は 2013 年の 59.5%から 2 年には 71.7%に増加し、障害等を有する割合も同期間で 28.5%から 42.8%へと上昇しています。

さらに、支援上の留意点を要する児童の割合は 97.8%に達しています（こども家庭庁「児童養護施設入所児童等調査」より）。

これらの実態を踏まえ、下記について、市から国への要望を含め対応をお願いしたい。

- (1) 地域小規模施設や分園型小規模グループケアと同様に、本体施設にも小規模配置と同等の職員配置加算を適用していただきたい。
- (2) 障害児等個別対応職員として専門職加算配置をお願いしたい。
- (3) すべての施設への栄養士配置をお願いしたい。
- (4) 児童の安全確保のため、一時保護所、医療入院の確保を支援していただきたい。
- (5) 児童心理治療施設・児童自立支援施設のニーズに該当する児童に対して、定員数の利用を可能とすることや、高校生も養育できるよう早急に整備していただきたい。

3 母子生活支援施設の活用促進について

母子生活支援施設は、唯一母子が分離されことなく一体的に支援することができる児童福祉施設であり、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性があります。

また、母子生活支援施設を利用している母子においては、生活困窮や障害など重複した課題を抱えている世帯が増加しており、課題を軽減あるいは解決し、生活の立て直しを図るためには、一定期間の母子生活支援施設の活用が有効です。

つきましては、母子生活支援施設の活用促進を図るため、次のとおり要望します。

- (1) **さまざまな生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる母子生活支援施設を積極的に活用するよう、福祉事務所等へ改めて周知されたい。**

4 母子生活支援施設の要保護児童対策（地域）協議会への参画について

都道府県と地方自治体に設置されている要保護児童対策（地域）協議会では、要保護児童や特定妊婦へ適切な支援が求められています。しかしながら、母子生活支援施設は児童福祉施設であるにもかかわらず、要保護児童対策（地域）協議会の構成機関として協議会に参画しているのは一部の施設に限られています。

母子生活支援施設が地域資源の一つであることを構成機関へ認識していただき、積極的な活用につなげていただくため、要保護児童対策（地域）協議会について、次のとおり要望します。

- (1) **全ての母子生活支援施設が要保護児童対策（地域）協議会へ参画できるよう配慮されたい。**

5 母子生活支援施設利用者及び女性自立支援施設利用者による福祉サービスの利用について

障害手帳のある母子生活支援施設利用者は、現行、障害福祉サービス就労系（「就労継続支援A型・同B型事業所」等）の利用は認められていますが、その他の障害福祉サービス（「生活介護」、「居宅介護」、「移動支援」等）の利用は認められておりません。

昨今、精神障害や知的障害の障害程度の重い方が在籍する等、施設利用者像が大きく変化してきている中であっては、「生活介護」の利用が最善の利益となる場合もあります。

同様に、女性自立支援施設は、今後益々、精神や知的障害の重い方の利用の増加が見込まれるため、「生活介護」や「同行支援（ガイドヘルパー）」、「通院等乗降介助」等の福祉サービスを利用することが最善の利益となる場合があります。

しかし、「婦人保護施設等の入所者が障害福祉サービス等を利用する場合の取扱いについて」（家庭福祉課長 令 5.3.30 子家発 0330 第6号。以下「国通知」という。）には、「就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」に限定されており、女性支援法における基本

理念と国通知の間で現状認識の捉え方に乖離があるのではないかと考えます。つきましては、他の福祉サービスの利用について、次のとおり要望します。

- (1) 「就労系事業」だけでなく、「生活介護」、「養育支援ヘルパー」、他福祉サービス（同行支援、通院等乗降介助等）も母子生活支援施設利用者が利用できるよう国に要望されたい。

【高齢関係】

1 諸物価高騰に対する介護サービス事業者への支援について

ここ数年の高止まりすることのない諸物価高騰により高齢者施設の運営は過去になく大変厳しい状況に置かれており、健全な事業の継続が危ぶまれています。

そのような中、国の令和 6 年度重点支援地方交付金を活用した名古屋市からの支援金は高齢者入所系施設と通所系施設へはなされませんでした。

これは名古屋市においては、児童・子供施策、アジア大会への重点配分の結果と推察しておりますが、介護ニーズが増す中で介護崩壊を招くのではと危惧しております。

最終的に愛知県からの支援金の交付がありましたが、名古屋市内の介護施設が受けられた令和 6 年度の支援金の額は前年度の 18%に留まるものでした。

つきましては、諸物価高騰に対する介護サービス事業者への支援について、次のとおり要望します。

- (1) 諸物価高騰が続く中で各施設・事業者がサービスの質を落とすことなく、また健全な運営ができるようこれまで以上の支援をされたい。

【参考】

物価高騰対策支援金（食材費・光熱費）			（利用者一人当たりの年額）	
	入所系サービス		通所系サービス	
令和 4 年度	市) 19,200 円 県) 30,000 円 + 3,600 円	計 52,800 円	市) 6,000 円 県) 10,000 円 + 1,200 円	計 17,200 円
令和 5 年度	市) 98,200 円		市) 33,600 円	
令和 6 年度	市) 無 県) 17,900 円	※前年度比 18%	市) 無 県) 6,300 円	※前年度比 18%

※訪問系サービス、車両燃油補助金は除く

2 大規模修繕について

多くの特養、養護老人ホームやデイサービスセンターで建物・設備での老朽化が進み、大規模修繕や改築が必要な現状となっています。しかし、これまでの介護報酬での運営ではその財源確保は実質困難であり、修繕が計画的に行えない法人もあります。

また、養護老人ホームや軽費老人ホームは、措置費・補助金での運営施設であるため、余剰財源に乏しい中で運営されており、大規模修繕や改築費用の捻出は困難です。

現状の補助制度（介護施設等の創設を条件とした広域型施設の大規模修繕補助制度）では、そもそも名古屋市内における土地の確保の困難性もあり新規施設整備は難しく、また、新規施設を開設してもその運営に先が見通せないなど、活用し難い制度となっています。

つきましては、大規模修繕について、次のとおり要望します。

- (1) 介護施設等の創設を条件とした既存施設の大規模修繕に限らず補助されたい。
- (2) 令和 5 年度に新たに予算措置された民間特別養護老人ホームの長寿命化対策補

助を今後も継続されるとともに、介護保険制度開始後の施設にあっても 25 年を経過する施設もあり対象施設の範囲拡大をされたい。また、民間養護老人ホーム等に対しても民間特養と同様な補助をされたい。

- (3) 時代の経過とともに求められる施設も変わってきており、改築についても補助されたい。

3 養護老人ホーム、軽費老人ホームへの支援について

令和 6 年度に措置費、運営費の改定をいただきましたが、昨今の運営状況からするとまだ不十分と考えます。

入所者の要介護認定率も高くなってきており、支援員・介護職員の負担も増し、特養等の介護職員と同等な処遇が求められています。

また、要介護者の増加に伴い、居室、エレベーター、食堂、浴室等、これまでの設備では使い勝手が悪く、入所者の生活に支障をきたしている現状もあります。

更に、古からの施設が多く老朽化による大規模修繕はもとより改築が必要となっている施設もあります。

つきましては、養護老人ホーム・軽費老人ホームの運営について、次のとおり要望します。

- (1) 養護老人ホーム、軽費老人ホームの措置費、運営費の現状に見合った適正な設定と増額を図られたい。
- (2) 給与面等の職員処遇において、官民格差の是正や介護保険施設との格差是正を図られたい。
- (3) 変化する利用者ニーズと要介護者に対応した設備改修、職員の働きやすい環境整備のための大規模修繕や改築に補助されたい。

4 介護職員等の更なる処遇改善について

これまでの処遇改善に関する加算により、職員の賃金は改善されてきたところではありますが、他産業の更なるベースアップ等によりその差は再び広がりました。増収を見込めない介護事業の中では職員の処遇向上を図り安定した運営ができるとは思えません。

つきましては、介護職員等の処遇改善について、次のとおり要望します。

- (1) 社会情勢に応じた介護職員等の処遇改善がなされるよう国に要望されるとともに、処遇改善が人材確保にも大きく資することから、名古屋市の人材確保対策の柱として位置付け、独自の対策を検討・講じられたい。

令和7年7月11日

名古屋市長
広沢 一郎 様

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会

会 長 後 藤 澄 江

社会福祉法人経営者委員会

委員長 太 田 一 平

社会福祉施設委員会

委員長 山 本 ゆ か り